荏原青色

【発 行 所】一般社団法人 荏原青色申告会
〒142-0054
品川区西中延1-2-4
電話（3783）3494
FAX （3786）4955
【発行責任者】会 長　櫻 井 英 夫

会　報　No.386　令和4年 4月26日

ー 令和3年度分確定申告終了 ー

令和3年度も引き続きコロナ禍での確定申告期間となり、若干の予約変更等はあったものの、会員の皆様のご協力のもと、大きなトラブルもなく無事確定申告期を終えることが出来ました。

そして、期間中は蔓延防止等重点措置が適用されコロナの影響を受けた方は個別に申告期限が1カ月延長される中、申告期限の3月15日までに多くの方々が確定申告書を提出されました。

また、予約変更時も事前にご連絡頂けたため予約の枠を有効に使って円滑に相談業務を行うことができました。ご協力ありがとうございました。

青色申告特別控除65万円を適用するには原則e-Taxで申告することが必須となります。（電子帳簿保存の届出を署に提出している方は紙で提出も可）この件に関しては、東京税理士会荏原支部の先生方に代理送信の対応日を増やしてご協力頂くことにより、無事希望した方々がe-Taxで送信することができました。今後は益々e-Taxを利用する方が増えてくると思います。マイナンバーカードをお持ちの方は、税理士先生が不在の日でも送信することができます。また、マイナンバーカードは今後申告以外にも利用範囲が広がる予定でございますので、まだ取得していない方は是非取得をお勧め致します。

そして、今年も税務署の相談会場に「青色コーナー」を設置させて頂き、青色申請書の作成や、決算書の作成に関する相談業務に従事することによって、大いに「青色申告」をPRするとともにご入会をいただきました。

最後に、今回も相談時に来年の確定申告期指導日を予約して頂きました。12月末頃、ハガキにて指導日のお知らせをさせて頂く予定です。**予約をしなかった方や指導を受けなかった方は、希望日をご連絡頂きますようお願い致します。**

＜令和3年度　確定申告期（1月21日～3月15日）報告

会を利用して所得税の申告書を提出された方	1,553名
会を利用して消費税の申告書を提出された方	182名
e-Taxの代理送信を利用された方	449名
e-Taxの本人送信を事務局から行った方	175名
青色コーナーをご利用頂いた方	63名
青色コーナーで青色申告申請書を提出された方	29名
この期間に新しく会に入会された方	41名

ー消費税ー　もう一度、年間売上をご確認願います！

＜令和1年分（2年前）の課税売上が1,000万円を超えている方＞
令和3年分は消費税の申告が必要になります。

＜令和3年分の課税売上が1,000万円を超えた方＞
令和5年分（2年後）は消費税の申告が必要になります。（売上が1，000万円以下でも申告が必要です。）
消費税申告について簡易課税か本則課税かを選択し、**簡易課税選択時には令和4年12月31日までに届出書を税務署に提出する必要があります。**※既に簡易課税の届出をされている方は再度の提出は必要ありません。

事務局のからのお知らせ

■ 混雑緩和のため、事務局での**ご相談は完全予約制**とさせて頂いております。
事務局ご利用の際は、お電話にて予約をお取りください。

■ 当会では発熱・咳等の症状のある方、体調のすぐれない方の入場をご遠慮いただいております。
来局される皆様におかれましては、**マスクの着用、アルコール消毒液の利用等**、感染防止にご協力願います。

■ 東京都感染拡大防止協力金や各種給付金について、当会から皆様に個別連絡はしておりません。
対象になる方は**必ず報道やホームページ等でご自身で確認**頂き申請期限内に申請願います。

第24回（令和3年度）通常総会のご案内

本会通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大の情勢を鑑み、下記日程でなるべく**簡素化して開催**する予定でございます。以上の理由から、**懇親会は開催致しません**ので何卒ご理解の程よろしくお願い致します。
また、**多数での会合を自粛している観点から今回は無理なご出席はお願いしておりません。**
是非委任状ご返信にご協力をお願いいたします。

◆ 日　時　5月24日（火）　受付　午後2時30分
開始　午後3時
◆ 会　場　スクエア荏原**（状況により変更の可能性あり）**

※今後の新型コロナウイルスについての状況次第で開催の日時や場所、方法等について変更の可能性がありますので何卒ご理解の程よろしくお願い致します。（4/15現在）

尚、簡易版の総会議案書を今回の会報に同封しておりますが、
正式な総会議案書を必要とされる方は事前に事務局までご連絡願います。

総会にご欠席の方は委任状ハガキに署名しご返信願います。
確定申告期に委任状を提出された方は
改めて委任状ハガキの返信は必要ございません。

本総会の成立には、**会員総数の過半数の出席が必要**となります。
当日出席できない場合でも、委任状を提出して頂ければ出席とみなされますので、ご欠席の場合は同封のハガキにて委任状のご返信をお願いします。（ご出席の場合も同封のハガキにてご返信願います。）

都税だより

5月は自動車税の納期です！

令和４年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月2日（月）に発送します。
5月31日（火）までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞
※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ　au PAY　d払い　Jcoin　LINE Pay　pb Pay　PayPay　モバイルレジ
クレジットカード　インターネットの専用サイトから納税が出来ます。
インターネットモバイルバンキングATM　コンビニ
窓口　金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日9時～17時）

青色申告会が行った「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望」が令和4年度も実現しました！

令和4年度も下記の軽減措置の継続が決定しました。

●小規模住宅用地（200㎡まで）の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
●小規模非住宅用地（400㎡以下の土地のうち200㎡まで）の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
●商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる軽減措置

青色申告会の会員の皆様、陳情ハガキによるご協力ありがとうございました。
この軽減措置は23区内に所在する土地が対象となりますので、会員の皆様だけでなく多くの皆様の税負担が軽減されていることになります。
青色申告会はこれからも税制に対する要望運動を展開してまいります。

本会の行事予定

5月
10日（火）　第6回理事会
11日（水）　第2ブロック会長専務事務局長会議
24日（火）　第24回通常総会

6月
6日（月）　記帳説明会
7日（火）　（東）通常総会
記帳説明会
8日（水）　六団体長会議
22日（水）　六団体懇親会
23日（木）　組織広報委員会

7月
7日（木）　（東）専務事務局長会議
28日（木）　（東）第3回理事会

編集後記

チプカシという言葉は知ってますか？これはチープカシオの略称で正式にはカシオスタンダードと呼ばれている安さと機能性を追求した、カシオ社製の千円くらいから購入できるお手軽な腕時計です。種類は豊富で昭和のレトロ感があり、ノームコアブームにも後押しされ、今や世界でも人気の腕時計です。特に価格の割に機能性はとても優れていて、7年間庭に埋まっていたチプカシがわずか数分遅れただけで元気に動いていたと話題になったほどです。ということで私も一つ購入してみました。小学生の頃買ってもらったのと同じようなデジタルのタイプで、当時はもっと高額だったと思うのですが、これが千円台で買えてしまうのは正直驚きです。確かに昭和感満載で見方によってはちょっとダサいかもしれません。それでもなんだか気に入ってしまってついついこの時計の出番が多くなってしまいます。

消費税のインボイス制度導入が近づいてきました

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されるよ！

■インボイス制度とは？

消費税複数税率に対応し、適正な課税を確保する観点から導入される仕入税額控除制度だよ。
消費税の計算で**仕入税額控除の適用を受けるには適格請求書の保存が必要**になるよ。

■仕入税額控除とは？

売上に含まれる消費税額から仕入や経費に含まれる消費税額を控除することを言うんだ。
仕入税額控除ができないと納める消費税額が多くなってしまうよ。

※消費税の計算方法（一般課税の場合）

消費税額 ＝「課税売上に係る消費税額」－「課税仕入等に係る消費税額」【仕入税額控除】

■適格請求書とは？

適格請求書が無い仕入や経費はここで引けなくなってしまうよ…

「登録番号」が記載された請求書や領収書等のことだよ。
税務署から「登録番号」が発行された事業者のみが「適格請求書」を発行できるよ。
「登録番号」を取得するには税務署に登録申請書を提出する必要があるよ。

■適格請求書が発行されないとどうなるの？

消費税を計算するにあたり**適格請求書がないと仕入税額控除ができなくなるんだ。**

※売上先が消費税の課税事業者である場合、登録番号がある適格請求書を求めてくる可能性があるよ。
適格請求書を発行（登録番号を取得）すると、これまで消費税の申告が必要なかった事業者も課税事業者となり、消費税の申告が必要になるよ。

■注意点 ‼

インボイス制度は消費税を申告していない**「免税事業者」の方も無関係じゃないんだ。**
不動産貸付業の方も店舗や事務所、駐車場を賃貸している方は**注意が必要**だよ。

確定申告がお済みの方、見直しをしてみましょう!

税金ををを少なく計算していた時 ⇨【修正申告】

納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かったことに気付いた時は**「修正申告」**をして正しい金額に訂正して下さい。訂正の仕方は修正申告書（1表・5表）に必要事項を記入して提出します。
自主的に修正申告をした時には過少申告加算税はかかりませんが延滞税がかかる場合がありますので、なるべく早く申告して下さい。なお、新たに納めることになった税額は修正申告をする日に納めて下さい。

税金を多く計算していた時 ⇨【更正の請求】

税金を納めすぎていたり、還付を受けた税金が少ないことに気付いた時は証拠書類を添付の上**「更正の請求」**をして、その訂正を求めることができます。更正の請求ができるのは、確定申告の提出期限から**５年間**です。

確定申告期がお済みでない方

申告を忘れていた時は申告期限後でも確定申告をすることができますので直ちに申告をして下さい。
自主的に期限後申告をした時には、無申告加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。
なお、新たに納めることになった税額は申告をする日に納めて下さい。

消費税の課税事業者であるかもう一度確認しましょう

令和1年分（2年前）の課税売上高※が1,000万円を超えている方は令和3年分の消費税の申告及び納税が必要となります。上記の条件を満たす方で消費税の申告がお済みでない方は、速やかに申告及び納税をする必要があります。
※課税売上高とは…消費税が課税される取引の売上高（税抜き）と輸出取引等の免税売上金額の合計金額です。
令和1年分が消費税の課税事業者でない場合の課税売上高は税込で判定して下さい。

【事業復活支援金】のご案内

飲食店も対象になります！

事前確認期限：令和4年5月26日（木）　申請期限：令和4年5月31日（火）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が
1年前、2年前、3年前の任意の同月と比較して30％以上減少していれば対象になります！

事業復活支援金は感染拡大防止協力金対象の飲食店も対象となります。
一時支援金または月次支援金を受給された方は事前確認が不要となります。

【給付対象者】　以下の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となります。
①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月～2022年3月の**いずれかの月（対象月）の売上高**が、2018年11月～2021年3月の間の**任意の同じ月（基準月）の売上高**と比較して**50％以上**又は**30％以上50％未満減少**した事業者

【給　付　額】　個人事業者等：**上限最大50万円/月**　　中小法人等：上限最大250万円/月
※給付額計算方法［基準期間の売上］－（［対象月の売上］×5か月分 ）

【必要書類】　①2018年～2021年の確定申告書、決算書の控え　②対象月の売上帳
③身分証明書　④通帳　※詳しい内容は事業復活支援金HPをご確認願います。

⇧当会は「事業復活支援金」の事前確認機関です！【会員のみ対応】⇧

事業復活支援金の申請には登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。
当会は「登録確認機関」として登録を行っておりますので、申請される方は当会までご連絡下さい。
※**一時・月次支援金を申請された方は事前確認は不要**です。
提出書類も簡素化され**マイページより簡単に申請**できます。

■申請は原則オンライン申請です

①**事前確認のみ希望の方**
・仮登録（申請ID取得）後、事務局までご連絡願います。（**電話で事前確認が出来ます**）

②**オンライン申請のやり方がわからない方**
・当会で申請のサポートを致します。（**あくまでご本人が申請するところのサポート**です。申請には本人のメールアドレスが必要になりますので、スマートフォン等をご持参ください。）
・**申請サポートご希望の方はお電話で予約をお取り下さい。事務局　3783-3494（平日9時～17時）**
・必要書類は予約時にお問合せ頂くか、中小企業庁のホームページでご確認願います。

※申請の対象になるかどうかの判断は当会では出来ません。
ご自身が対象になるかどうか分からない場合は下記相談窓口にてご確認願います。

相談窓口	ホームページ
電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。 0120-789-140（携帯電話からもつながります） ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。 IP電話専用回線 03-6834-7593　受付時間 8:30-19:00（土日・祝日含む全日）	事業復活支援金 検索 https://jigyou-fukkatsu.go.jp/